

令和6年度県営上屋等消防用設備保守点検業務委託契約書

静岡県清水港管理局（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次に掲げる施設の消防用設備の正常な作動を確保するための保守点検業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

所在場所 清水港

名 称 興津2号上屋、興津3号上屋、興津4号上屋、興津6号上屋、興津7号上屋、興津8号上屋、興津13号上屋、日の出新1号上屋、日の出新2号上屋、富士見7号上屋、袖師第一埠頭メンテナンス倉庫、新興津受変電室、新興津埠頭備品倉庫、新興津埠頭第二備品倉庫、新興津特高受変電所、日の出旅客待合所

対象設備 別紙1「施設別点検対象設備一覧」のとおり

2 乙は、甲が別に定める県営上屋等消防用設備保守点検業務委託要領（以下「要領」という。）により、委託業務を処理するものとする。

（注意義務及び委託期間）

第2条 乙は、委託の本旨に従い善良なる管理者の注意を持って、令和 年 月 日から令和 年 月 日までに委託業務を処理するものとする。

（点検内容及び回数）

第3条 乙は、上記の施設に設置された消防設備の機能保全のため、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第31条の6、平成16年消防庁告示第9号「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」に基づき、要領に定める時期に機器点検を1回及び機器・総合点検を1回行うものとする。

2 乙は、前項の点検の結果、機能に支障をきたす恐れがあると判断した場合は、直ちに甲に通知し、甲乙協議の上、速やかに補修その他必要な措置を行うものとする。

(委託業務の作業時間)

第4条 点検作業は、上屋の場合は、点検作業の当日に甲から使用許可を受けて使用している者の、また、それ以外の施設にあつては甲の職員の立会いのもとに実施するものとし、それぞれの通常勤務日の所定の勤務時間内に行うものとする。

2 本件業務を実施している中で、緊急に修繕を要すると認められる箇所を発見した場合には、速やかに監督員に通報するものとする。

(委託費)

第5条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、
金 〃 円（うち消費税及び地方消費税額 〃 円）を支払うものとする。

なお、委託費の内訳は、別紙2「業務委託費内訳書」のとおりとする。

2 委託業務に必要な費用は乙の負担とする。

(支払方法)

第6条 乙は、第7条の承認を受けた後に委託費を請求するものとし、甲は、要領の定める機器点検終了後に金 〃 円、機器・総合点検終了後に金 〃 円の請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(処理状況の報告等)

第7条 乙は、各点検実施後に要領で定めた報告書（様式第5号又は第6号）を甲に提出し、承認を受けなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

(監督員)

第8条 甲は、監督員を指定したときは、監督員通知書（様式第7号）により乙に通知するものとする。監督員を変更したときも同様とする。

(契約の変更)

第10条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書

面により甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

(契約の解除)

第12条 甲は、次のいずれかに該当したときは、いつでもこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が法令、契約又は要領に違反する行為をしたとき。
- (2) この契約締結後の事情の変化により委託業務を処理させる必要がなくなったとき。
- (3) 乙が次のアからキに該当した場合は、この契約を解除することができる。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(損害賠償責任)

第13条 乙は、次のいずれかに該当したときには、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 乙が、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。
 - (2) 前条の定めによりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。
- 2 乙は、前条の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(秘密の保持)

第14条 乙は、委託業務を処理する上で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(委託費の処理)

第15条 甲が第11条の規定により契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める既履行部分に相当する金額をもって精算する。

(合意管轄)

第 16 条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とする。

(定めのない事項の処理)

第 17 条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 48 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

甲 静岡市清水区日の出町 9 番 25 号
静岡県清水港管理局
局長 杉本 文和

乙

興津2号上屋

対 象 設 備	数 量
自動火災報知設備	
受信機P型1級15回線	1 面
差動式スポット型感知器	3 個
定温式スポット型感知器	1 個
煙感知器	1 個
差動式分布型感知器	30 個
発信機P型1級	8 個
電鈴点検	8 個
表示灯点検	8 個
常用電源(交流電源)	1 式
予備電源(蓄電池設備)	1 式
消火栓起動連動装置点検	1 台
配線点検(絶縁測定)	1 式
屋外消火栓設備	
加圧送水装置(ポンプ・モーター)	1 台
ポンプ操作盤	1 面
消火栓(一般屋外型)	8 台
手動起動スイッチ	8 個
表示灯	8 個
放水テスト	1 式
常用電源	1 式
配線点検(絶縁測定)	1 式
水源及び給水装置	1 式

興津3号上屋

対 象 設 備	数 量
自動火災報知設備	
受信機P型2級	1 面
差動式スポット型感知器	3 個
定温式スポット型感知器	1 個
差動式分布型感知器	19 個
発信機P型2級	8 個
電鈴点検	8 個
表示灯点検	8 個
常用電源(交流電源)	1 式
予備電源(蓄電池設備)	1 式
消火栓起動連動装置点検	1 台
配線点検(絶縁測定)	1 式
屋内消火栓設備	
加圧送水装置(ポンプ・モーター)	1 台
ポンプ操作盤	1 面
呼水装置	1 台
消火栓(一号)	8 台
手動起動スイッチ	8 個
表示灯	8 個
放水テスト	1 式
常用電源	1 式
配線点検(絶縁測定)	1 式
水源及び給水装置	1 式

※各点検箇所については、昭和50年10月16日付け消防庁告示第14号による別記様式の内、点検設備に対応する点検票を使用すること。

興津4号上屋

対 象 設 備	数 量
自動火災報知設備	
受信機P型2級	1 面
差動式スポット型感知器	5 個
定温式スポット型感知器	1 個
差動式分布型感知器	8 個
発信機P型2級	6 個
電鈴点検	5 個
表示灯点検	6 個
常用電源(交流電源)	1 式
予備電源(蓄電池設備)	1 式
消火栓起動連動装置点検	1 台
配線点検(絶縁測定)	1 式
屋内消火栓設備	
加圧送水装置(ポンプ・モーター)	1 台
ポンプ操作盤	1 面
消火栓(一号)	5 台
手動起動スイッチ	5 個
放水テスト	1 式
常用電源	1 式
配線点検(絶縁測定)	1 式
水源及び給水装置	1 式

興津6号上屋

対 象 設 備	数 量
自動火災報知設備	
受信機P型1級25回線	1 面
差動式スポット型感知器	214 個
定温式スポット型感知器	1 個
煙感知器	1 個
発信機P型1級	10 個
電鈴点検	10 個
表示灯点検	10 個
常用電源(交流電源)	1 式
予備電源(蓄電池設備)	1 式
消火栓起動連動装置点検	1 台
配線点検(絶縁測定)	1 式
屋外消火栓設備	
加圧送水装置(ポンプ・モーター)	1 台
ポンプ操作盤	1 面
消火栓(一般屋外型)	5 台
手動起動スイッチ	5 個
表示灯	5 個
放水テスト	1 式
常用電源	1 式
配線点検(絶縁測定)	1 式
水源及び給水装置	1 式

興津7号上屋

対 象 設 備	数 量
自動火災報知設備	
受信機P型1級20回線	1 面
差動式スポット型感知器	212 個
煙感知器	1 個
発信機P型1級	10 個
電鈴点検	10 個
表示灯点検	10 個
常用電源(交流電源)	1 式
予備電源(蓄電池設備)	1 式
消火栓起動連動装置点検	1 台
配線点検(絶縁測定)	1 式
屋外消火栓設備	
加圧送水装置(ポンプ・モーター)	1 台
ポンプ操作盤	1 面
消火栓(一号)	6 台
手動起動スイッチ	6 個
表示灯	6 個
放水テスト	1 式
常用電源	1 式
配線点検(絶縁測定)	1 式
水源及び給水装置	1 式

興津8号上屋

対 象 設 備	数 量
自動火災報知設備	
受信機P型1級20回線	1 面
差動式スポット型感知器	206 個
定温式スポット型感知器	2 個
煙感知器	1 個
発信機P型1級	10 個
電鈴点検	10 個
表示灯点検	10 個
常用電源(交流電源)	1 式
予備電源(蓄電池設備)	1 式
消火栓起動連動装置点検	1 台
配線点検(絶縁測定)	1 式
屋内消火栓設備	
加圧送水装置(ポンプ・モーター)	1 台
ポンプ操作盤	1 面
呼水装置	1 台
消火栓(一号)	3 台
手動起動スイッチ	3 個
表示灯	3 個
放水テスト	1 式
常用電源	1 式
配線点検(絶縁測定)	1 式
水源及び給水装置	1 式
防火・防排煙設備	
連動制御盤	1 個
煙感知器	4 個
シャッター	4 台
電源装置(予備電源)	1 式
配線点検(絶縁測定)	1 式
誘導灯及び誘導標識設備	
誘導灯	3 個
配線点検(絶縁測定)	1 式

興津13号上屋

対 象 設 備	数 量
自動火災報知設備	
受信機P型1級30回線	1 面
定温式スポット型感知器	20 個
光電式スポット型煙感知器	102 個
発信機P型1級	13 個
表示灯点検	17 個
電鈴点検	13 個
消火栓起動連動装置点検	1 台
常用電源(交流電源)	1 式
予備電源(蓄電池設備)	1 式
配線点検(絶縁測定)	1 式
屋外消火栓設備	
加圧送水装置(ポンプ・モーター)	1 台
消火栓(一般屋外型)	4 台
ポンプ操作盤	1 面
表示盤	1 台
手動起動スイッチ	4 個
表示灯	4 個
放水テスト	1 式
呼水装置	1 台
常用電源	1 式
非常電源(非常電源専用受電設備)	1 式
配線点検(絶縁測定)	1 式
水源及び給水装置	1 式
誘導灯及び誘導標識設備	
誘導灯	1 個
配線点検(絶縁測定)	1 式

日の出新1号上屋

対 象 設 備	数 量
自動火災報知設備	
受信機P型1級20回線	2 面
差動式スポット型感知器	197 個
定温式スポット型感知器	1 個
煙感知器	7 個
差動式分布型感知器	35 個
発信機P型1級	18 個
電鈴点検	19 個
表示灯点検	18 個
常用電源(交流電源)	1 式
予備電源(蓄電池設備)	1 式
消火栓起動連動装置点検	1 台
配線点検(絶縁測定)	1 式
屋外消火栓設備	
加圧送水装置(ポンプ・モーター)	1 台
ポンプ操作盤	1 面
呼水装置	1 台
消火栓(一般屋外型)	5 台
手動起動スイッチ	5 個
表示灯	5 個
放水テスト	1 式
常用電源	1 式
配線点検(絶縁測定)	1 式
防火・防排煙設備	
連動制御盤	2 個
煙感知器	4 個
シャッター	4 台
電源装置(予備電源)	1 式
配線点検(絶縁測定)	1 式
誘導灯及び誘導標識設備	
誘導灯	8 個
配線点検(絶縁測定)	1 式

日の出新2号上屋

対 象 設 備	数 量
自動火災報知設備	
受信機P型1級30回線	1 面
差動式スポット型感知器	205 個
定温式スポット型感知器	2 個
煙感知器	4 個
差動式分布型感知器	35 個
発信機P型1級	18 個
電鈴点検	20 個
表示灯点検	18 個
常用電源(交流電源)	1 式
予備電源(蓄電池設備)	1 式
消火栓起動連動装置点検	1 台
配線点検(絶縁測定)	1 式
屋外消火栓設備	
加圧送水装置(ポンプ・モーター)	1 台
ポンプ操作盤	1 面
呼水装置	1 台
消火栓(一般屋外型)	5 台
手動起動スイッチ	5 個
表示灯	5 個
放水テスト	1 式
常用電源	1 式
配線点検(絶縁測定)	1 式
誘導灯及び誘導標識設備	
誘導灯	11 個
配線点検(絶縁測定)	1 式

富士見7号上屋

対 象 設 備	数 量
自動火災報知設備	
受信機P型2級	1 面
煙感知器	32 個
発信機P型2級	5 個
電鈴点検	5 個
表示灯点検	5 個
常用電源(交流電源)	1 式
予備電源(蓄電池設備)	1 式
消火栓起動連動装置点検	1 台
配線点検(絶縁測定)	1 式
屋内消火栓設備	
加圧送水装置(ポンプ・モーター)	1 台
ポンプ操作盤	1 面
呼水装置	1 式
消火栓(一号)	9 台
手動起動スイッチ	9 個
表示灯	9 個
放水テスト	1 式
常用電源	1 式
非常電源(非常電源専用受電設備)	1 式
配線点検(絶縁測定)	1 式
水源及び給水装置	1 式
非常用電源	1 式
誘導灯及び誘導標識設備	
誘導灯	5 個
配線点検(絶縁測定)	1 式

袖師第一埠頭メンテナンス倉庫

対象設備	数量
自動火災報知設備	
受信機P型2級	1 面
差動式スポット型感知器	4 個
差動式分布型感知器	4 個
発信機P型2級	2 個
電鈴点検	2 個
表示灯点検	2 個
常用電源(交流電源)	1 式
予備電源(蓄電池設備)	1 式
配線点検(絶縁測定)	1 式
消火器	
粉末 10型・加圧式	8 本

新興津受変電室

対象設備	数量
自動火災報知設備	
受信機P型2級	1 面
煙感知器	5 個
発信機P型2級	1 個
電鈴点検	1 個
表示灯点検	1 個
常用電源(交流電源)	1 式
予備電源(蓄電池設備)	1 式
配線点検(絶縁測定)	1 式
誘導灯及び誘導標識設備	
誘導灯	4 個
配線点検(絶縁測定)	1 式
消火器	
粉末 10型・加圧式	1 本

新興津埠頭備品倉庫

対象設備	数量
自動火災報知設備	
受信機P型2級	1 面
差動式分布型感知器	2 個
発信機P型2級	1 個
電鈴点検	1 個
表示灯点検	1 個
常用電源(交流電源)	1 式
予備電源(蓄電池設備)	1 式
配線点検(絶縁測定)	1 式
消火器	
粉末 10型・加圧式	2 本

新興津埠頭第二備品倉庫

対象設備	数量
自動火災報知設備	
受信機P型2級	1 面
差動式分布型感知器	3 個
発信機P型2級	2 個
電鈴点検	2 個
表示灯点検	2 個
常用電源(交流電源)	1 式
予備電源(蓄電池設備)	1 式
配線点検(絶縁測定)	1 式
誘導灯及び誘導標識設備	
誘導灯	2 個
配線点検(絶縁測定)	1 式
消火器	
粉末 10型・加圧式	2 本

新興津特高受変電所

対 象 設 備	数 量
自動火災報知設備	
受信機P型2級	1 面
煙感知器	7 個
発信機P型2級	1 個
電鈴点検	1 個
表示灯点検	1 個
常用電源(交流電源)	1 式
予備電源(蓄電池設備)	1 式
配線点検(絶縁測定)	1 式
誘導灯及び誘導標識設備	
誘導灯	6 個
配線点検(絶縁測定)	1 式
消火器	
粉末 10型・加圧式	5 本
粉末消火設備	
移動式粉末消火設備	1 台

日の出旅客待合所

対 象 設 備	数 量
自動火災報知設備	
受信機P型1級	1 面
煙感知器	42 個
発信機P型1級	7 個
表示灯点検	7 個
常用電源(交流電源)	1 式
予備電源(蓄電池設備)	1 式
消火栓起動連動装置点検	1 台
配線点検(絶縁測定)	1 式
スプリンクラー設備	
加圧送水装置(ポンプ・モーター)	1 台
補助加圧ポンプ	1 台
スプリンクラーヘッド	273 個
ポンプ操作盤	1 面
ポンプ表示盤	1 面
手動起動装置	1 個
流水検知装置	1 台
圧カスイッチ	1 個
水源及び給水装置	1 式
補助散水栓	1 台
送水口	1 基
放水テスト	1 式
配線点検(絶縁測定)	1 式
常用電源	1 式
非常用電源(自家発電設備・蓄電池設備)	1 式

日の出旅客待合所

対 象 設 備	数 量
防火・排煙設備	
連動制御盤(5回線)	1 個
煙感知器	1 個
排煙口	1 台
シャッター	1 台
排煙機(大)	1 台
電源装置(予備電源)	1 式
配線点検(絶縁測定)	1 式
誘導灯及び誘導標識設備	
誘導灯	11 個
配線点検(絶縁測定)	1 式
非常警報設備(放送設備)	
増幅器操作部 60W	1 台
スピーカー	8 個
起動装置(押しボタン)	1 個
常用電源	1 式
非常用電源(蓄電池設備)	1 式
消火器	
粉末 10型・蓄圧式	14 本

(別紙2)

業務委託費内訳書

名 称	機器点検		機器・総合点検		年計金額
	点検時期	金 額	点検時期	金 額	
1 興津2号上屋	令和6年度上半期 (R6.7~9)		令和6年度下半期 (R7.1~2)		-
2 興津3号上屋	令和6年度上半期 (R6.7~9)		令和6年度下半期 (R7.1~2)		-
3 興津4号上屋	令和6年度上半期 (R6.7~9)		令和6年度下半期 (R7.1~2)		-
4 興津6号上屋	令和6年度上半期 (R6.7~9)		令和6年度下半期 (R7.1~2)		-
5 興津7号上屋	令和6年度上半期 (R6.7~9)		令和6年度下半期 (R7.1~2)		-
6 興津8号上屋	令和6年度上半期 (R6.7~9)		令和6年度下半期 (R7.1~2)		-
7 興津13号上屋	令和6年度上半期 (R6.7~9)		令和6年度下半期 (R7.1~2)		-
8 日の出新1号上屋	令和6年度上半期 (R6.7~9)		令和6年度下半期 (R7.1~2)		-
9 日の出新2号上屋	令和6年度上半期 (R6.7~9)		令和6年度下半期 (R7.1~2)		-
10 富士見7号上屋	令和6年度上半期 (R6.7~9)		令和6年度下半期 (R7.1~2)		-
11 袖師第一埠頭 メンテナンス倉庫	令和6年度上半期 (R6.7~9)		令和6年度下半期 (R7.1~2)		-
12 新興津受変電室	令和6年度上半期 (R6.7~9)		令和6年度下半期 (R7.1~2)		-
13 新興津埠頭備品倉庫	令和6年度上半期 (R6.7~9)		令和6年度下半期 (R7.1~2)		-
14 新興津埠頭第二備品倉庫	令和6年度上半期 (R6.7~9)		令和6年度下半期 (R7.1~2)		-
15 新興津特高受変電所	令和6年度上半期 (R6.7~9)		令和6年度下半期 (R7.1~2)		-
16 日の出旅客待合所	令和6年度上半期 (R6.7~9)		令和6年度下半期 (R7.1~2)		-
小 計		-		-	-
消費税 (金額×10/100)		-		-	-
合 計		-		-	-

令和6年度県営上屋等消防用設備保守点検業務委託要領

- 1 当該業務は、当該施設における消防用設備の正常な作動を確保する目的で実施する。
- 2 点検に必要な設備図等の関係資料は、受注者の要請により管理者が提示する。
- 3 点検の実施時期等については、次のとおりとする。
 - (1) 機器点検 上半期（契約日の翌日から令和6年9月末まで）に実施
 - (2) 機器・総合点検 下半期（令和7年1月から同年2月まで）に実施
- 4 点検の項目は、法定事項を厳守すること。なお、点検項目等の変更を要するものについては監督員と協議すること。
- 5 業務目的を達成するため、各施設における荷役等の実情に応じ、迅速な保守点検作業を実施すること。
- 6 点検作業は、上屋の場合は、点検作業の当日に甲から使用許可を受けて使用している者（以下「上屋使用者」という。）の、また、それ以外の施設にあつては、甲の職員の立会いのもとに実施すること。

なお、点検の結果、機能に支障をきたす恐れがあると判断した場合には、速やかに監督員に通知し、協議のうえ、速やかに必要な措置を行うこと。
- 7 点検業務の実施時期については、事前に監督員及び上屋使用者と打合せ、荷役作業に支障を及ぼさないよう十分調整すること。
- 8 現場作業は、関係法令を厳守するとともに、状況に応じ必要な措置を講じ、安全管理に十分努めること。
- 9 契約締結直後に次の書類を提出すること。
 - (1) 業務実施計画表（様式第1号、契約締結後10日以内）
 - (2) 業務代理人等通知書及び経歴書（様式第2号及び第3号、契約締結後10日以内）
 - (3) 点検作業員の一覧名簿（様式第4号、契約締結後10日以内）
 - (4) 同上作業員の消防設備士等の免状の写し（カラー印刷で免状の詳細や人物の顔が容易に確認できるもの、契約締結後10日以内）
- 10 各点検を完了したときは、作業日報を監督員及び上屋使用者に提出し、その内容を説明すること。
- 11 当該業務を第三者に委託する場合には、次のことについて書面（任意様式）を提出し、承認を受けること。
 - (1) 再委託する理由

- (2) 再委託先の業者の住所及び会社名
 - (3) 再委託先の有資格者の氏名及びその資格
- 12 契約書第7条に規定する各点検の実施後に提出する報告書は、次のとおりとする（各2部提出）。
- (1) 機器点検業務完了報告書（様式第5号）又は機器・総合点検業務完了報告書（様式第6号）
 - (2) 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果総括表（平成16年消防庁告示「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」に定める別記様式第2及び第3）
 - (3) 点検票（昭和50年消防庁告示「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」に定める消防用設備等の種類に応じた別記様式）
 - (4) 点検時の写真
- 13 点検完了日から次年度第1回点検開始日までの間に、点検作業の不備によることが原因の事故又は故障が生じた場合は、清水港管理局と協議のうえ、必要な措置や事後処理を遅滞なく実施すること。
- 14 その他、疑義等については監督員と協議すること。

業務代理人等通知書

1 委託業務の名称 令和6年度県営上屋等消防用設備保守点検業務委託

2 契約年月日

3 業務代理人等の職名氏名

区 分	職 名	氏 名	経 歴 等
業務代理人			別紙のとおり
主任技術者			//

上記のとおり業務代理人等を定めたので通知します。

令和 年 月 日

発注者 静岡県清水港管理局長 杉本 文和 様

住 所

受注者 商号又は名
称

氏 名 （法人にあつては、代表者の氏名）

経 歴 書

1 氏名及び生年月日

2 現住所

3 最終学歴

年 月 日

卒業

4 取得資格等

年 月 日

取得

(以下列記)

5 職歴

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名

印

注) 職歴については、担当した業務職歴を記入すること。

点検作業員の一覧名簿

No. 1

No.	フリガナ 氏名	生年月日	住所	資格名 (資格番号) (取得年月日)	点検担当 設備名	(各担当 の責任者 は○)	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

※資格名については「消防設備士」は「設」、「消防設備点検資格者」については「点」と略す。

上記のとおり作業員を定めたので通知します。

令和 年 月 日

住所

受託者 商号

氏名

機器点検業務完了報告書

1 委託業務の名称 令和6年度県営上屋等消防用設備保守点検業務委託

2 施行箇所

3 業務委託料 ¥ _____
<うち機器点検業務費用¥ _____>

4 契約年月日 令和 年 月 日

5 履行期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

6 機器点検業務完了年月日 令和 年 月 日

上記のとおり、機器点検業務を完了したのでお届けします。

令和 年 月 日

委託者 職氏名 静岡県清水港管理局長 杉本 文和 様

住所

受託者 商号

氏名

